

## 7. 情報を集める

### まず調査

組織作りや保全の戦略を考えることと並行して、どんどん行動を進めましょう。さっそく取りかかりたいのは、4頁に述べた調査です。調べたい項目をいくつか設定して、調査の方法を決めます。

森や里山のような自然環境であれば、まず土地の特徴と生きものや植生について**基礎的な環境調査**をして、その土地の特性をしっかりと把握することが大切です。また、事前に開発計画を察知して、周囲の自然を守るために情報収集することが必要です。

つぎに、保全しようとする土地や建物について、広さ、形状、買う場合の評価額、歴史的な建物ならいつごろのものか、どんな由来があるのか、傷みの程度はどうかといったことも知っておく必要があります。

### 誰のもの？

肝心なのは所有権関係です。資産の問題だけに、蓋を開けてみると予想外に複雑だったりすることもあり、その後の活動方針に大きく影響します。また、土地に関してはさまざまな制度上の規制があり、これも取得できるかどうかを左右するような問題です。たとえば、地目が農地になっている場合は農業従事者の資格がないと買うことができません。▶28, 29頁

こうしたことは県や市町村役場で尋ねてみるとか、必要なら法務局で登記事項証明書あるいは登記簿を閲覧して調べます。また、インターネットを利用して登記情報を閲覧することもできますので活用するとよいでしょう。

調査項目の例を右頁に拾い出しましたが、これらのほかに、その地域特有のものがあれば、それをよく研究しておく活動の役に立ちます。例えば、名物、伝説、民謡、踊りといった民俗学的な項目があげられます。

調査でだいじなのは結果をまとめることです。必ず報告書を

つくりましょう。

これから長く自分たちの手で保全する場所ですから、そこをできるだけよく知っていること、そしてきちんと人に説明できることが必要です。

### 調べておきたい項目の例

#### ■自然環境の調査項目

生態系(動・植物相)、地形・地質、水環境

#### ■土地評価に関する調査項目

形状、面積、地目、所有権、地価(実勢価格、路線価、所有者の希望価格等)、周辺の社会的状況(都市、農村、過疎地)、アクセス(道路、鉄道等)

#### ■建造物に関する調査項目

築年数、面積、所有権、抵当権、現状(居住、空き家)、保存状態、歴史

#### ■規制に関する調査項目

都市計画法(市街化区域、市街化調整区域)、農地法、自然環境保全法、自然公園法、鳥獣保護管理法、古都保存法、都市緑地法

### 調査が大きな効果を挙げた事例(福井県・中池見湿地)

地下の奥深く12万年分の泥炭層が堆積している中池見湿地に、天然液化ガス備蓄基地の計画が舞い込んできた時、トラスト運動で対抗した中池見湿地トラスト\*は、この貴重な地質の湿地の学術調査に取り組みました。日本の大学だけでなく世界各地の動植物保護・湿地保全の研究者の協力も得ておこなった第3次までの調査報告書、2003年2月に国立環境研究所から刊行。さらに、この地で確認できたトンボ69種類を網羅した図鑑「中池見湿地のトンボ」も発行しました。これらがメディアに大きく紹介されたことで、会の活動に対する一般の理解が一挙に高まったばかりか、国際的にも知られるようになったのです。この調査報告書がトラストの成功につながって、10年越しの工業開発の計画はついに中止になり、2004年1月、全域80haが敦賀市に寄付されることになりました。

※ 現：(特活)ウエットランド中池見